

平成27年(行ウ)第16号

怠る事実の違法確認等請求事件

原 告 光城 敏雄 外4名

被 告 大 東 市 長

平成29年6月16日

準備書面(7)

大阪地方裁判所 第7民事部 合議2ハ丙係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 俵

正 市



(主任) 弁護士 寺内則雄



頭書事件について、被告は、平成26年7月22日付変更契約（甲4。以下、本件変更契約）の合理性について、以下のとおり弁論を準備する。

記

1 平成26年5月29日付契約（甲9。以下、本件契約）及び本件変更契約の締結の経緯の大略は、既に被告準備書面（2）および被告準備書面（5）で明らかにしたとおりである。そして、平成26年4月25日の入札公告時点では、本館改修の設計等の担当部署である街づくり部建築営繕課は、建築確認に関し受託者株式会社建総研（以下、建総研）を介し日本確認検査センターと事前協議中であり、具体的に改修が必要な箇所については未確定であった。したがって、入札期日の変更の決定権限を有する総務部契約課は、変更契約の要否も含めその内容について、街づくり部建築営繕課から伝えられておらず、よって入札期日を変更する理由もなかったため、変更しなかったものである。

- 2 本件市民会館2階ホール増築他建築工事（以下、本件工事）については、平成26年5月22日の入札が実施され、落札者が富田建設株式会社と決定し、同社と同月29日建設工事請負契約（甲9）の仮契約が締結され、同契約は平成26年6月25日議会で議決された。他方、前記の街づくり部建築営繕課が日本確認検査センターとの前記事前協議が完了したのは、前記議会の議決直前の6月23日で、この協議の結果を基に、同営繕課が委託先である建綜研から本館部分の改修工事を伴う具体的な内容に基づく積算額（設計金額）が伝えられたのは、平成26年6月23日であり、この間、総務部契約課には建築確認についての事前協議の経過は伝えられていなかった。
- 3 上記の経過を経て、本件工事の所管課である市民生活部生活安全課は、本館部分の改修部分の追加工事として、建築工事7236万円、電気設備工事407万1600円、機械設備工事288万3600円（甲23の3頁。甲13。乙20の6頁）の予算確保をする必要があるところ、支出負担行為として①一般競争入札によって締結した本件契約を変更する方法、②当初の設計とは異なる附帯工事を行うとして随意契約で行う方法（随意契約は議会の議決は不要であるが、補正予算の議決が必要）、③本件契約とは別契約として入札を実施する方法、等々（乙21の19～20頁 田中発言）を検討した結果、前記追加工事の建築の積算額（設計金額）が7236万円で本件契約の請負金額2億0736万円に対して34%あまり増額となること、②の方法は「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（甲24）上、議会軽視の批判が出る可能性があること、③の方法では、同一敷地内で同一時期に複数の業者が入ることになって、安全面あるいは工事の効率面から難点があること、等々を総合勘案して、①の当初の本件契約を変更する方法をとることとなり、総務部契約課は市民会館2階ホール増築他建築工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更についての議案を、市民生活部生活安全課は追加工事についての予算確保のための平成26年度一般会計補正予算（第2次）についての議案を、それぞれ上程するため特別議会の開催を要請し、平成26年6月25日議会運営委員会（甲23）において、特別議会開催が了承され、その後開催された平成26年7月8日の特別議会において、前者の議案は「街づくり委員会」、後者の議案は「未来づくり委員会」と「街づくり委員会」に各々付託され（乙20），同月9日各々審議を経て（乙21～22），同日の特別議会において本件変更契約の締結及び補正予算とともに原

案どおり可決された（乙23）。

4 以上のように、本件変更工事を別工事として一般競争入札を実施する場合、既に施工中の現場を明確に区切ることは物理的に困難であることや、実体的にも変更工事は既に締結され施工中の当初の本件契約の工事と一体不可分なものであること（乙21の21～22頁 田中発言），等々から本件変更契約は当初の本件契約を変更するものとして対応するのが事実に即し合理的であること、また、本件変更契約を随意契約として締結することは、変更内容が建築確認の事前協議の結果確定された経緯からすれば、附帯工事と位置付けることには少々難があるものの可能性として否定し難い面もあり（乙21の22頁 野口発言），だとすれば、本件変更契約による本件工事は「大阪府随意契約ガイドライン」（乙24の10頁）で随意契約による一般的な事例として掲記する①「当初予期し得なかつた事情の変化等により必要となつた追加工事」（本件の場合、本館の改修工事について建築確認が必要とする範囲は当初予期し得なかつた事情がある。），②「本体工事と密接に関連する附帶的な工事」，③「施工中の工事と交錯する箇所の工事で当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる工事」，④「早急に着工しなければ府民生活に影響が出て、府も損害を被る可能性があると認められる工事」（本件の場合、本体工事は既に取りかかっており、中止することは工期の遅延となり、市民サービスの低下をもたらす=市民会館は12月1日からの利用の受付が始まっていること、12月、1月は市民会館は繁忙期にあること、11月末までに市民会館の完成を望む声があること、増築を待ち望む市民がいること、=乙22の10頁、19頁、28頁、32頁、乙24の15頁 北村議員の発言）に各々該当するので、仮に本件変更契約を随意契約として締結された場合にも相当な理由を認めることができる。しかし、前記のように、随意契約による場合、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に反する可能性と議会軽視であるとの批判もあること等々を総合考慮すれば、当初の入札による本件契約を変更する方法をとったことには合理的な理由があるといわなければならない。

以上